

広島県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年六月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、四〇〇
広島市東区	三一、九六四
広島市南区	三七、〇〇一
広島市西区	四八、九三一
広島市安佐南区	五七、七〇八
広島市安佐北区	四一、五四四
広島市安芸区	二〇、六八二
広島市佐伯区	三六、〇三一
呉市	六八、九六三
竹原市豊田郡	一一、〇四三
三原市世羅郡	三三、五二九
尾道市	四一、八九八
福山市	一二四、八一三
府中市神石郡	一五、九一三
三次市	一六、二〇八
庄原市	一一、八八五
大竹市	八、二三二
東広島市	四六、九八九
廿日市市	三一、七六〇
安芸高田市	九、一六八
江田島市	八、二九七
安芸郡	三一、六五六
山県郡	七、九四一